\bigcirc	\bigcirc
道路交通法施行令	道路交通法の一部を改正する法律
路	路
父通	通
法	法の
施	
行会	部
	を改
(昭	Ę
和二	する
$\overline{+}$	法
和三十五年政令第二百七十号)	律
中政	令
令	和一
第一	年
一百	法
七	年 第
十	四
7	+
41/2	(令和二年法律第四十二号)
抄)	に
	による改正後の道路を
•	る改
•	正
•	後の
•	道
•	路
•	通
•	法
•	(昭
•	和二
•	干
•	Ŧī.
•	年法
•	律
•	第百
•	五号
•	万
	抄
•	$\overline{}$
•	•
• 1	•
4	1

 \bigcirc 道 交 通 法 \mathcal{O} 部 を 改正 一する法語 律 令 和 年法律第四 十二号) による改正 後 0) 道 路 交通 法 昭 和 十五年

第 項 ば 九 なら + から第十二項まで 種 条 な 免 許 公安委員会 又 ただし、 は 第二 一種免許 口は、 に お 次 前 11 Oて 同 各号 に 条 あ 第 Ü \mathcal{O} 9 7 項 11 \smile ず は \mathcal{O} を 運 れ 与 カュ 年 転 えず、 に を、 免 該当する者に 許 試 仮 又 は 験 免 許 に 六月 合 に あ 格 を超 0 つては三月を L た 11 者 えな て は、 (当 V 該 範 政 令で定 开 経 運 過 転 内 に L 免 てい \Diamond 許 お る基 1 試 て な 験 免 許 準 V に 係 に 者 を る 従 に 保 限 適 11 る。 留 性 することができる。 免 試 許 験を受け に 仮 対 免許 Ĺ た を 免 日 除 許を から 与 起 え 算 下 な て、 け

イ 口 略)

次に掲げ

げ

る

病

気

に

カュ

か

つて

1

る者

1 又 は 口 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 自 動 車 等 \mathcal{O} 安 全 な 運 転 に 支障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る 病 気と L 7 政 令 で 定 \Diamond る

ŧ

 \mathcal{O}

の <u>ニ</u> く 兀 略

五.

大違 反 唆 自 反 し等」という。 動 車 と 等 11 \mathcal{O} · う。 運 転 者 を唆 をさせ、 をした者 てこ 又 は \mathcal{O} 自 法 動 律 車 \mathcal{O} 等 規 \mathcal{O} 定 に違 運 転 者 反 する が 重 大 行 違 為 で重大・ 反 をし た場合に な ŧ \mathcal{O} とし おい 7 て当 政 令で 該 重 定 大 \Diamond 違 る 反 ŧ を \mathcal{O} 助け 以 る行為 下 \mathcal{O} 号に 以 下 お て 重 大 重

七 略略

指 定 自 動 車 教 習 所 指

第 る。 九 定 1 自動 て職 +九 を 車 員 条 受け 教 習 設 公 所 備 ようと 安 (委員 等 L に する者 会は て 関 指定することが する次に に 前 対 条 掲 L 第 自 げ る 動 項 できる。 基 車 \mathcal{O} 潍 \mathcal{O} 規 に 運 定 適 転 に よる に 合 関 す るも 届 す る 出 \mathcal{O} 技 を を 能 L た 及 当 U 自 該 知 動 自 識 車 動 に 教 習所 車 2 V 教 習 て \mathcal{O} 所を設 教習を うち、 行 置 定 Š ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 種 又 は で 類 管 あ 0) 免許 理 0 て する者 当 該 政 免 令 \mathcal{O} 申 許 に 定 請 係 基 る る づ 教 ŧ 0) に に 0 限

<u>-</u> 五. 政 今で定 略 め る 件 を 備 え た当 該 自 動 車 教 習 所 を管 理 す る 者 が 置 カコ れ て 1 ること。

略

仮 免 許 0 取 消

第 百 令で定め となったときは、 六条の二 る基 準 仮免許を受けた者が そ 従 の者が当該各号の その 者 0) 第百三条第一 仮 免 許 1 を取り ずれ かに該当 消すことができる。 項各号 (第四 することとなった時におけるそ 1号及び 第八号を除く。) 又は第二 0) 者 \mathcal{O} 住 項各号の 所 地 を管轄 1 ずれ す Ś 公 カュ に該 安委 員 当すること 会は、 政

(略)

自 転 車 運 転 者 講習の受講 命 令)

第

る第百 きる。 百 と認めるときは、 「危険行為」 処分に違 八 条 八 0) \equiv 条の二 \mathcal{O} 反 人する行 という。 匹 第 内 公 1安委員· 閣府令で定めるところにより、 項 為であつて道 第 を反復し 十四四 (会は、 一号に てし 路 掲げる講習 自 に 転 お 車 た者が、 ける交通 0 運 転 (次条に 更に自 に関 \mathcal{O} その しこの 危 険を お 転車 者に 1 を 法律若しくはこの法 て 生じさせるおそれ 対 運転することが 自 Ļ 転 三月を超えない範 車 運 転者講習」 道路における交通 \mathcal{O} あ 律に基づく命令の規定又はこの るも という。 开 \mathcal{O} 内で期 として政令で定め を受けるべき旨を 間 \mathcal{O} を 危険を生じさせ 定め て、 るも 当該 法 \mathcal{O} は律の規 。 命 ず る 期 次 間 お 条に ることが 内 そ 定に に れ が 行 お わ あ V 基 れ る て づ

経 過 措 置)

第 百 理的 る場合にお + 兀 に必 -条 の 要と 六 V ては、 判 断 0) され 法 そ 律 る範 れぞれ政 0) 規定に 囲 内 今、 . 基 づ に お き政 内 11 閣府 て 令、 令、 所 内 要 閣 \mathcal{O} 玉 家公安委員会規則又は都 経 府 過措 令、 玉 置 家公 **(**罰 則 安委員会 に 関 す る経 規 道 則 文は 過 府県公安委員会規則 措 置 都 を含 道府 む。 県 公 4安委員 を定めることが で、 会規則を制 その 制 定 できる。 又 定 は 改 廃 又 は に 伴 改 廃

百 十七 条の二 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 1 ず れ カュ に 該 当す る者 は、 五. 年 以 下 \mathcal{O} 懲役 又 は 百 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に 処す っ る。

略

第六十六条 (過 労運 転 等 Ö 禁 止 0) 規 定に 違 反し た者 (麻 薬、 大 麻 あ ん、 覚 醒 剤 又 は 毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 昭 和二十五

を 運 法 転 律 した者に 第三百三号) 限る。 第三条の \equiv \mathcal{O} 規定 に基 づく政令 · で 定 \Diamond る物 0) 影響 に ょ り 正 常な 運 転 が で きな V お それ が あ る状 態 で 車 両

几 五. 略

六 を 生 次 上じさせ 八条 第十 た 号 者 \mathcal{O} 罪 を 犯 し、 ょ 0 て 高 速 自 動 車 玉 道 等 に お 1 て 他 \mathcal{O} 自 動 車 を 停 止 さ せ、 そ \mathcal{O} 他 道 路 に お け る 著 L 11 交 通 \mathcal{O} 危 険

百 十七 条の二の 次 0 各 号 o1 ず れ カュ に 該 当 「する者 は、 三 年 以 下 \mathcal{O} 懲 心役又は 五. + 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 処する。

\ + 略

他 \mathcal{O} 車 両 等 \mathcal{O} 通 行 を 妨 害 す る 目 的 で、 次 0) V ず れ カュ に 掲 げ る 行 為 で あ 0 て、 当 該 他 0) 車 両 等 に 道 路 に お け る交通 0 危 険

生じさせる お そ れ \mathcal{O} あ る方法 に よる ŧ \mathcal{O} を L た

第

+

七

条

通

行

区

<u>分</u>

第

兀

規

定

 \mathcal{O}

違

反となるよ

うな

行

為

第二十 几 条 (急) ブ レ] キ \mathcal{O} 禁 項 止 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 定 に違 反 する 行

六 車 距 \mathcal{O} 規定

ニハロ 第二十 六 条 条 の 二 間 (進 路の 離 変 保 更 持) \mathcal{O} 禁 \mathcal{O} 止 第二 \mathcal{O} 違反 項 となるような行 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 違反となるような

行

第二十 八 条 (追 越 L \mathcal{O} 方 法 第 項 文 は 第四 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 違 反となるような

ホ

第五十二 条 車 - 両等 O灯 火 第二 項 \hat{o} 規 定に 違 反 うする 行 為

} 第 十 条 安 全 運 運転器 のの 義務) \mathcal{O} 規 定に 違 反する 行 為 反

等)

第二

項

 \mathcal{O}

規 定

に

違

す

る行

為

第五十

兀

条

チ 第 七 + 五. 条 \mathcal{O} 兀 (最 低 速 度) \mathcal{O} 規 定の・ 違 反となるよう な

行

行

第 七 略 十 五. \mathcal{O} 八 停 車 及 \mathcal{U} 駐 車 \mathcal{O} 禁 止 第 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 違反となるような

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) (

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三(略

2 (略)

3 法第 九十条第 項 第 一号八 0) 政令で定める病気は、 次に掲げるとおりとする。

そううつ病 (そう病及びうつ病を含み、 自 動車 等の安全な運 転 に必必 要な認知、 予 測、 判 断 又は 操作 0 1 ず れ かに係る能 力を

欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。)

一•三 (略)

法第九十条第一 項第五号の 政令で定める行為は、 次に掲 げるとおりとする。

法第百十七 条の 第 一号又は 第三号 \mathcal{O} 罪 に当たる行為 (自動 車 等 0) 運転に 関 し行 われ た もの

に

限

る。

一·三 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五 条 法 第 九 +九条第一 項 第一 号 の 政令で定める要件 は、 次に掲げるとおりとする。

(略)

道路の交通 に 関 する業務における管理的 又 は監 督 的 地 位 に三年以上 あ 0 た 者 そ \mathcal{O} 他 自 動 車 教 習 所 \mathcal{O} 管 理 に 0 1 て 必 要 な 知 識

及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

口 に 第四号若 処せら 法 第百 しくは + れ Ė そ 条 0 第五号の の二第四号若しくは 執行 を終 罪、 わ 法第 百· り、 又 は + 第五号の 執 九条第一 行を受けることがなくな 罪、 項 第 法第 + 百 十七七 号の罪又は 条の二の二第八号から第十 0 た日から 法 第百 1十九条 起算 の 二 して三年を経過し 第一 号までの罪、 項第三号 てい 0) 罪を犯 な 法第百十八条第 11 者 L 罰 金 以 上 0) 刑 項

ハ (略)

2 · 3 (略

仮 運 転 免許 0) 取 消 L の基 準)

九 条 の 三 法 第 百六条の二 第 項 0) 政 令で定める基準 は、 次に 掲げるとおりとする。

略

動 お 規 は 両 に < 係 車、 自 に 定 仮 1 る部分に限る。 動 0 て によりこ は 運 に 四 転免許 車 いて法第 第七号、 中 損 型 自 + 害 を受けた者が 動 キ れ 賠 法第百· 償 車 五. 口 を超える速 メー 保 +)若しくは 七条 障 準 十七、 法 中 \vdash ·型 自 第 ル 昭昭 度で 毎時) ^上条 法第 項 和三十 の 三 動 進行 百十 \mathcal{O} 第八号に係る違反行為 車 規定 以 若 又は 年 上 L 七 してはならないこととされ 足により -法律第 大型 超える速度で Š 条、 は 特 法 法 九十 殊自: 積載 第百 第百 物の 七 動 + + 号) 八 運 車 七 重 を 転 条 条 (法第百 第 五 第 の 二 運 量 する行為に、 転 $\overline{\mathcal{O}}$ 制限として定めら 条 する 第 項 第一 0) ている最高速 十八条第 規定に 行為に限 号若しくは 号、 法第百十八条第一 · 違 第二号、 一項第一号に係 る。 反する行為をし 度を三十キ 第三号、 れた数値 第七 又 は道 号 法 る違反 の 二 第百 路 項第二号に 口 法 たとき。 メ 運 一倍以上 第 +] 送 車 \vdash 行 八 七 一為にあ ル + 条の二の二第 両 0 係 五 毎 法 る違 重 時 条 第 のてはは 量の積: 五. (高 + 反 行 八 速 条第 載を 為 法 自 カュ 号、 第 動 5 に L あ 車 第 て大型 十二 項 0 玉 +若 て 道 項 等に 条 号 L は ま 自 車 \mathcal{O} で

兀 (略)

2

(危険 (行為)

第 兀 〜十四 (g 法第 百 八条 0 0 兀 \mathcal{O} 政 令 で 定 め る行 為 は 自 転 車 0 運 転 に 関 L 行 わ れ た次に 掲 げ る行為とする

; 十 略

別 表 第二(第二十六条の七、 第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、 第三十七条の三、第三十七条の 八関係

般 違 反行 為に 付 す んる基 礎 点

十九点	酒気帯び(0・二五未満)速度超過(五十以上)等
二十五点	無免許運転、酒気帯び運転(0・二五以上)、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反
点数	一般違反行為の種別

	、警音器吹鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員外乗車、積載物重量制限超過(普通等五割未満)、積載物大き
	駐停車違反(駐車禁止場所等)、交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合図不履行、合図制限違反
	差点右左折等合図車妨害、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、交差点優先車妨害、緊急車妨害等、
	進路変更禁止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左折方法違反、交
	(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、
一点	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過
	(長時間駐車)
	断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違反
	等(交通の危険)、消音器不備、大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道横
	整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使用
	車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、
	断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車反(駐
	優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横
	反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、
	反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違
二点	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違
	型等五割以上十割未満)、積載物重量制限超過(普通等十割以上)又は保管場所法違反(道路使用)
三点	速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大
	運行
六点	速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)、積載物重量制限超過(大型等十割以上)、無車検運行又は無保険
十二点	大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(五十以上)
十三点	酒気帯び運転(0・二五未満)
十四点	酒気帯び(0・二五未満)速度超過(二十五未満)等
十五点	酒気帯び(0・二五未満)速度超過(三十(高速四十)未満)等

者 防 さ 道 通 等 制 ル 止措置義務 行 メット着用義 保 限 ·車妨· 護義 超 過 害、 務 違 違 積載方法 反、 本 反 線車道緊急車 務違反、 携带 転落 制 電 積 限 載物 話 初心 超 使 過 ·妨害、 運転 用等 等 制 危 者 険 限 (保持) 防 外許 本線 標識表示義務違反、 止 可条件 車 措置義務違 · 道 出 座席べ 入方法 達反、 ル 反、 違反、 牽が \vdash - 装着 引違 聴覚障害者標識 安全不確 義務違 牽が見り 反、 認 原付牽引違 ドア開 反、 動車 本 幼 表示義務違 放等、 線 児 反、 車 用 道通 補助 整備 停 反、 装置 行 止 措置 帯 不良 使 違 最低速度違反、 養務違 反、 用義務違反、 (尾 故 灯 反、 等) 障 車 両 初 本線 乗車 表 心 転 運 示 義 車 用 転

寺 **巨量** 灵于 等こ け

違

反又

は

仮

免許

練

習標

識

表

示

義務違反

三十五点	酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反
(略)	(略)
点数	特定違反行為の種別
	一、宋寅遣反行然に交する遺反点数

備 考

略

違反行為に付する点数は、 次に定めるところによる。

1 略

2 に 当該 定めるところによる。 違反行為をし、 ょ 0 て交通 事 故を起こした場 合 <u>ニ</u>の 118 から 127までに規 定する行為をした場合を除く。 に は、 次

イ ・ (p (略)

3 よる点数に、 <u>ニ</u>の 118 から17までに規定する行為をした場合に 五点を加えた点数とする。 お 1 て、 法 第 百 Ė 条の 五. 第 号 0) 罪 に 当 たる行為をしたときは 1 に

の 表 及び二 の表 \mathcal{O} 上欄に . 掲 げ る用 語の 意味は、 それぞれ次に定めるところによる。

1 2 略

3 過 労運転 等」 لح は、 法 第六 十六条の 規 定に 違 反する 行為 129 に規定す る行為を除

をいう。

] ル

を

4 略

5 酒 気 帯び (〇・二五未満) 速 度 超 過 (五十以上) 等」とは、 身 体 に 第四十 兀 条の三に 定 める程度以 上 0) ア ル コ

保 有 す る 状 態 $\widehat{2}$ に 規 定 す る状 態 を 除 く。) で 運 転 L て 1 る 場合 に お け る 10 か 5 12 ま で に 規 定する 行 為 を 1 う。

- 6 場 合 酒 に お 気 け る び 13 $\widehat{\bigcirc}$ カュ 5 17 五. ま 未 で 満) に 規 速 定 す 度 á 超 行 過 1為を 三十 う。 (高 速 几 $\stackrel{\smile}{+}$ 以 上 五. + 未 満) 等 لح は、 5 に 規 定 する状 態 運 転 L て 11 る
- 7 る 場 合 酒 に 気 お 帯 け び る $\widehat{\bigcirc}$ 18 · 二 五 又 は 20 カュ 未 満 5 22 ま 速 でに 度 超 規 過 %定する (二十五以 行 為 上三十 を 、 う。 高 速 兀 $\stackrel{\leftarrow}{+}$ 未 満) 等」 لح は 5 に 規 定 す る 状 態 で 運 転 L て 11
- 8 酒 気 帯 び 0 五五 未 満 速 度 超 過 <u>-</u>+ 五 未 満) 等」 と は 5 に 規 定 す る 状 態 で 運 転 7 11 る 場 合 に お け る 24 カコ 5
- 9 酒 気 帯 び 運 転 $\widehat{\bigcirc}$ <u>•</u> 五. 未 満) 117 ح は に規定する 法 第 六 + Ħ. 条 第 項 0) 規 定 に 違 反 す んる行 為 0) う 5 5 に 規 定 す る 状 態 で 運

転

す

(20 略

る

行

為

5

か

5

8

まで

に

規

定す

る

行

為

を

除

を

11

う。

46

ま

で、

48

か

5

63

ま

で

又

は

65

カュ

5

ま

で

行

為

を

1

う。

- 21 10 以 上 \mathcal{O} 積 ŧ 載 物 \mathcal{O} 重 14 量 制 に 規 限 定 超 す 過 る 普 行 為 通 等 を 除 + く。 割 以 上 を 1 とは う。 積 載 物 重 量 制 限 超 過 \mathcal{O} う ち、 そ \mathcal{O} 超 え る 積 載 \mathcal{O} 割 合 が 百 パ セ ン \vdash
- 22 像 に を 使 用 注 携 帯 視 L 電 す る 又 話 行 は 使 用 為 自 動 等 15 車 保保 若 に 持) しく 規 定す _ は る لح 原 とは、 場 動 機 合 を 付 法 第七 除 自 く。 転 + 車 に を 持 条 ち 第 1 込ま う。 五 号 れ \mathcal{O} た 五. 同 \mathcal{O} 号 規 \mathcal{O} 定 画 に 像 違 表 反 L 示 用 て 装 同 置 号 を \mathcal{O} 手 無 で 線 保 通 持 話 L 装 てこ 置 を れ 同 に 号 表 \mathcal{O} 示 通 さ 話 れ \mathcal{O} た た 画 8
- 5 45 略

48

略

- 49 47 46 23 駐 停 車 違 反 駐 停 車 禁 止 場 所 等 لح は 駐 停 車 禁 止 場 所 等 違 反 行 為 \mathcal{O} う ち、 19 に 規 定 す る 行 為 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} を 11 う。
- パ] 積 セ 載 ン \vdash 物 以 重 上 量 百 制 パ 限] 超 過 セ ン } 普 未 通 満 等 五 \mathcal{O} t 割 \mathcal{O} 以 上 20 + に 割 規 未 定 満 す んる行 لح は、 為 を除 積 載 物 重 を 量 制 11 う。 限 超 過 0 う ち、 そ 0 超 える 積 載 0 割 合 が 五. +
- 5 73 略

(

- 85 75 74 50 84 車 間 略 距 離 不 保 持」 と は 法 第二十 六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 違 反 となるよ う な 行 為 34 に 規 定 す る 行 為 を 除 を 1 う。
- 駐 停 車 違 反 駐 車 禁 止 場 所 等) لح は 法 第 兀 + 五. 条 第 項 若 は 第 項 第 兀 + 七 条、 第 四 十八 条、 第 兀 +

九

条

備 考

略 第

別 表

> 99 未 93 う 第二 項 満 積 ち 又 載 \mathcal{O} 略 ŧ 物 は 項 47 0 重 第 カコ 量 兀 b 規 +48 制 定 九 兀 に 限 規 超 す 条 項 Ś 定 \mathcal{O} ま 過 で、 す 行 兀 る 普 為 \mathcal{O} 行 通 以 規 第 為 等 外 兀 定 を 五. 0) \mathcal{O} + 割 違 除 t 九 未 反 条 \mathcal{O} とな 満) を \mathcal{O} 兀 1 を う。 るよう 又 と は 11 う。 は、 第 兀 な 行 + 積 載 為 九 物 に 条 0 \mathcal{O} 重 量 1 五. 制 後 て は 段 限 \mathcal{O} 超 駐 規 過 停 定 \mathcal{O} う 車 \mathcal{O} ち、 禁 違 止 反 そ 場 と なるような 所 \mathcal{O} 超 等 違 え る 反行為 積 行 載 為 0 割 該 当 法 合 す 第 が 五. る 兀 + + パ 九 \mathcal{O} 1 条 セ 0

94 86

 \vdash

(

(略

120 101 100 95 5 119 で 運 整 故 転 備 傷 意 略 不 害 良 等 人 0 尾 治 灯 害に 等) 療 期 係 間 لح る は ŧ 月 以 を含 上 法 第 又 む は 六 + 後 以 遺 条 下 障 害) 0 規 表 定 لح に お は 違 V 反 する て 自 同 動 じ 車 行 等 為 0) に 運 50 ょ 転 に る に 規 ŧ ょ 定する \mathcal{O} ŋ 人 建 を 行 為を 造 負 物 傷 させ 除 を 損 壊 又 さ は を せ 建 る 造 11 行 Š 物 為 を

く 125 含 期 る 間 期 当 む。 該 間 を 行 負 略 11 為 う。 に 傷 に お 者 ょ つのて殺 け 以 0) る身 数 下 人が 同 が "二 人 U. 体 負 \mathcal{O} 以 傷 障 上 害 が L で 三 で たの 月 場 あ 玉 る場 合に 以 家 公安委員 上 合 で 限 あ る。 に る あ つ 122 て 及 会規 ŧ 及の \mathcal{O} はび 則 又 124 に で は 定 負 に \Diamond 傷 お れ 者 る 5 1 程 に \mathcal{O} \mathcal{T} 度 後 者 同 遺 \mathcal{O} \mathcal{O} うち ŧ 障 $\overline{}$ 害 0) を 最 \mathcal{O} **(**負 う ŧ 1 う。 ち、 傷 負 が 傷 以 治 負 \mathcal{O} 傷 下 程 0 た 者 同 度 U لح が \mathcal{O} き 重 治 療 11 (そ が 者 期 0) 間 存 \mathcal{O} 症 す 負 負 る 状 傷 傷 が ŧ \mathcal{O} 0) 固 治 \mathcal{O} を 定 療 治 に 損 に あ 壊 L 療 たと う。 さ 要 に 0 す て せ 要 き す る は

127 126 121 せ 130 る 運 行 為で 転 傷 略 故 害 意に 等 よる 治 療 ŧ 期 間 \mathcal{O} \mathcal{O} + う 五. 5 日 未 120 満 又 122 は 及 建 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 造 124 物 に 損 規 壊 定す る行 لح とは、 為 以 自 外 動 0) 車 等 t \mathcal{O} \mathcal{O} を 運 転 11 う。 に ょ ŋ 人 を 負 傷 さ せ 又 は 建 造 物 を 損

第 兀 + Ŧ. 条 関 係

略

略

略

0

この表 反則行為 0) 種 類 \mathcal{O} 欄 に 掲げる用語 0 意 味 は、 それぞれ別表第二の備 ||考の二に定めるところによる ほ か、 次に定

るところによる。

7 1 5 放置 駐 略 車 違

為 のうち、 5 に 規定する行 反 (駐停車: 外 場 の所 ŧ 等 \mathcal{O} (高: を いう。 齢 運 転 者 等 ;専用! 場 所等以外))」 とは、 別 表 第二 \mathcal{O} 備 考 0 \mathcal{O} 19 に規定する行

11 略 9 8

略

のうち、 放 置 8 駐 に 車 規 違 成定する行う 歴反(駐車林 為禁以止 外 場 の所 等 ŧ \mathcal{O} (高 を 1 齢 、 う。 運 転 者等 専 用 場 所 等以 外)) 」 とは、 別 表 第 O備 考 の 二 0) 47に 規 定 す る 行

12 10 駐 停 違 反 (駐

のうち、 10 車 に 規定する行 停車 為禁以止 外 場 の所 ŧ 等 \mathcal{O} (高 を いう。 齢 運 転 者 等 専 用場 所 等以外))」 とは、 別 表 第二の 備 考 の 二 の 46 に 規定 とする行

う 10 に 停 規 違 定する行為以 禁 止 外 場 の所 ŧ \mathcal{O} を いう。

14 13

駐

車

反

駐

車

等

(高

齢

運転

者

1等専

用

湯所等

以外))」とは、

別表第二

 \mathcal{O} 備

考

の二の

85

に

規定

す

る

行 為

0)

(略)

略